

# あまがさき 市議会だより

Vol.134

令和3年(2021年)7月1日

発行:尼崎市議会  
編集:尼崎市議会だより編集委員会  
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号  
☎06-6489-6112(議事課) ☎06-6489-6105  
✉ama-gkaidayori@city.amagasaki.hyogo.jp

市議会の情報はホームページで  
ご覧いただけます。

尼崎市議会

検索



6月6日に市議会議員選挙の投票・開票が行われました  
(午後9時20分開票開始・翌7日午前1時39分確定)

## 第26回定例会

# 市立生涯学習プラザの設置及び管理に 関する条例の一部改正を可決

第26回定例会は、5月11日から20日までの10日間の日程で開催しました。今期定例会では、市長から専決処分報告2件、条例案3件、補正予算案2件、その他の案件2件の提出があり、計9件を審議しました。主な可決議案は以下のとおりです。(採決結果は8面に掲載)

- 市税条例の一部改正
- 市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正



## 目次

■市議会のしくみ	2
■市議会Q & A	3
■議会の機能強化及び改革に係る取り組み	4・5
■市議会の活動を知るには	6
■議員資産公開の概要	7
■議会の動き	7
■採決結果一覧表	8
■委員会活動報告	8
■編集後記	8
■今後の議会の日程	8

# 市議会のしくみ

《特集》議会のあれこれ紹介します

このたび、市議会議員選挙が行われ、6月27日から4年間の新しい市民の代表による新議会がスタートしました。

そこで、尼崎市議会について、市民の皆さんにより理解を深めていただくため、市議会の仕組みや議会改革の取り組みなどについて紹介します。

また、よくある質問について、Q&A方式でまとめました。

## 市議会とは

尼崎市を住みよいまちにするためには、市民の皆さん自らに参加して意見を述べ、実行していくことが望ましいのですが、現実には皆さんが一堂に会することは困難です。そこで、市民の中から選ばれた代表者によって話し合いがなされます。

この代表者が市議会議員です。議員の数は条例で定められ、尼崎市では、現在42人となっています。

市議会とは、議員が集まり、市民生活に密接に関わりのある市の予算や条例などを細部にわたり審議して決めているところです。

市議会は、議員の話し合いによって市の意思を決める機関で、市長は、市議会が決めたことを実際に進めていきます。このことから市議会を議決機関、市長を執行機関とも言います。市議会と市長は、それぞれ独立した立場で互いに車の両輪のように、市政の発展のために活動しています。

## 議決

市政を進めていく上で重要

な案件については、市議会の意思の決定が必要です。これを「議決」と言います。市議会が議決する主なものは次のとおりです。

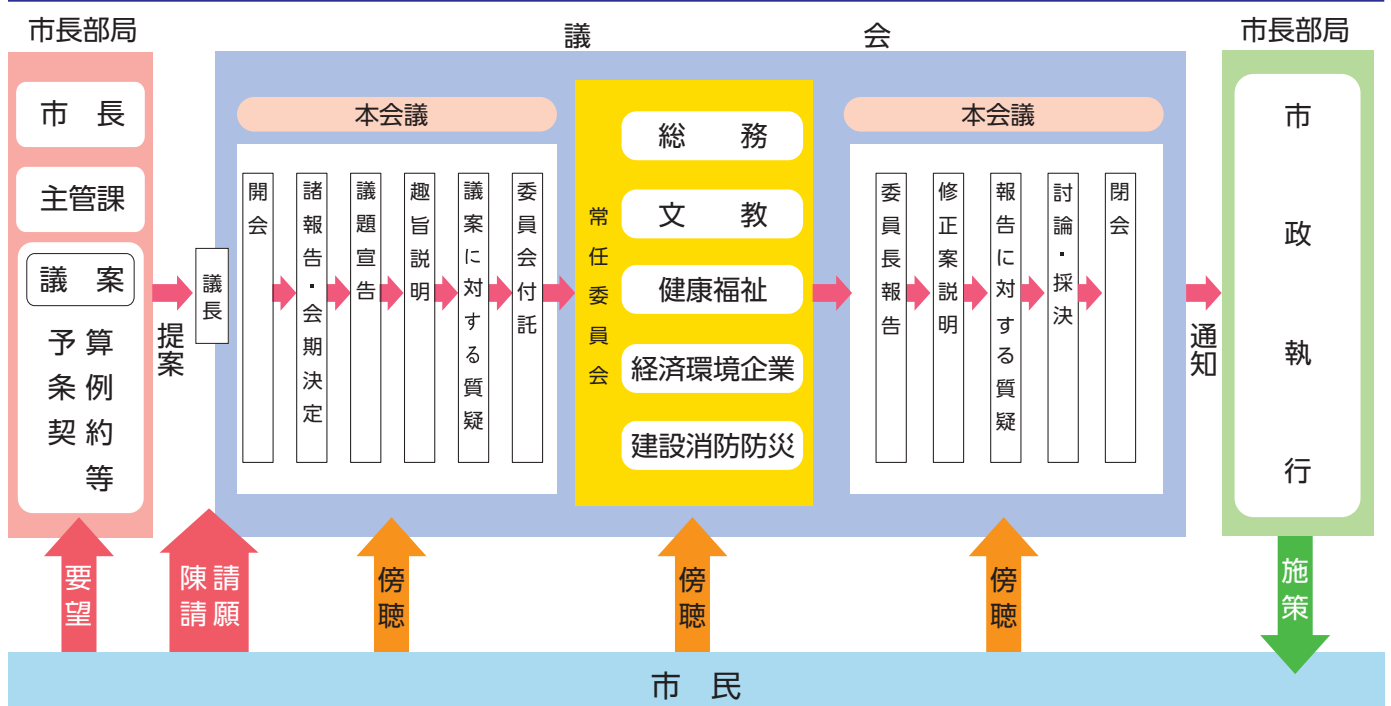
- ① 条例を定めたり、改正したりすること。
- ② 予算を定め、決算を認めること。
- ③ 市の税金、分担金、使用料などを決めること。
- ④ 市の財産を交換したり、譲り渡したり、貸したりすること。
- ⑤ 副市長、教育委員、監査委員などの選任に同意すること。
- ⑥ その他、法律や政令、条例により市議会の権限とされていること。

## 市政のチェック

市政が正しく運営されているかどうか市の仕事を調査し、問題点などを指摘することも市議会の大切な仕事です。監査委員に監査を求めて、実情を調べてもらうこともできます。

本会議や委員会が執行機関に対し、質問や質疑することにより市政をチェックします。

## 議案審議の流れ



# 市議会 Q & A

対して、意見書の提出や要望活動を行い、解決を求めていきます。

す。

## Q 会議の決まりはどんなもの？

A 議案などを審議する上で、民主的に能率的な運営をしていくために、さまざまな基本的な4つの原則を紹介します。

- ①定足数の原則  
会議を開き、表決する際に必要とされる出席議員の人数以上となっています。委員
- ②過半数議決の原則  
議会で意思決定するには、特別な場合を除き、出席している議員の半数を超える賛成が必要で、可否同数の場合は議長が決定します。
- ③会期不継続の原則  
議会が法的に活動できる期間は、会議の最初に決められます。これを会期といいます。会期中に議決に至らなかつた議案等は、会期の終了とともに消滅し、次の会期に継続して審議は行いません。ただし、特定の議案等については、特定の議案等については、議会で議決することにより、担当の委員会で閉会中に継続して審査することができます。
- ④一事不再議の原則  
議会で一度議決し、又は決

定した事件については、原則としてその同じ会期中に再び審議の対象とすることはできません。

経済環境企業委員会  
建設消防防災委員会  
【特別委員会】  
予算特別委員会  
決算特別委員会など

## Q 市民と市議会の関係は？

A 満18歳以上の日本国民で引き続き3カ月以上本市に住所のある方は、議員を選挙で選ぶ権利、いわゆる選挙権が与えられ、投票することができます。

また、満25歳以上で、市議会議員の選挙権のある人なら、市議会議員選挙に立候補することができます。また、市民等は市政に関することなどについて意見、要望があれば市議会に対して請願や陳情を提出することができます。

## Q 定例会と臨時会の違いは？

A 議会は原則として市長が招集しますが、定例会は、定期的に招集される議会のことです。尼崎市では年4回（おおむね2月、6月、9月、12月）であり、この他に、必要な時に招集される臨時会があります。また、議員定数の4分の1以上の議員からの請求があった場合には、市長は臨時会を招集しなければなりません。

## Q 本会議と委員会の違いは？

A 本会議は議員全員で構成される会議であり、議員から市長に対して市政全般についての質問が行われたりします。また、市議会に提出された議案などについての最終的な意思決定は、本会議において行われます。

Q 市議会は何をしているの？  
A 市議会の主な仕事は、市の法律ともいえる条例を制定、改正、廃止したり、予算や一定額以上の契約、財産の取得、処分などの決定をすることです。このため、市議会を議決機関と呼びます。市政が適正に実施されているか、市の事務の検査や調査をしたり、監査委員に監査を求めたりすることもできます。また、市民のみならずの生活にかかわることについて、国や兵庫県に

委員会、議会の内部組織として設置されるもので、本議会には議会運営委員会、常任委員会、特別委員会が設置されています。各委員会は本会議での審議を効率的に行うために、議案などについての審査や調査を行っていま

## Q 議長とは？

A 議長は、議員の中から選挙によって選ばれます。議長は、議会を代表し、議会の円滑な運営や議場の秩序維持に努めます。また、議会事務局職員の指揮監督をします。

## Q 市議会事務局は何をするの？

A 市議会の活動を補佐し、事務を処理するために設置されています。事務局は、正副議長の秘書、議員報酬・議会予算等に関する事務、議事堂の管理、本会議・委員会の運営補助、請願・陳情の受付、本会議・委員会の記録の作成、議会活動のための調査、議会図書室の管理等を行っています。

## Q 会派とは？

A 市議会において意見が分かれる場合、最終的には多数決によって決められます。そこで、所属政党が同じ議員や同じような考え方の議員がグループを作り活動すれば、自分たちの考えをより効果的に市政に反映することができ、派と呼んでいます。

## Q どんな委員会があるの？

A 本市議会には、議会運営委員会、5つの常任委員会、また、予算や決算などの審議を行うための特別委員会が設置されています。

### 【常任委員会】

- 総務委員会
- 文教委員会
- 健康福祉委員会



第26回定例会本会議の様子

# 議会の機能強化及び改革に係る 取り組み

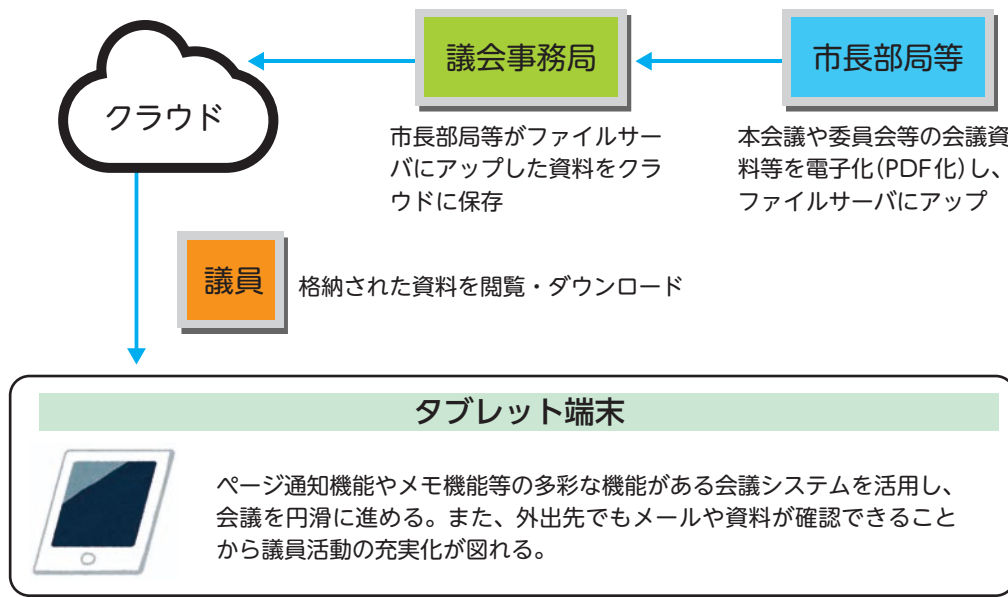
議会の機能強化及び改革に係る検討事項については、各会派からの申し入れ事項について、議会運営委員会で検討するもの（時期の目安を定めて検討する項目）、議会改革検討委員会で検討するもの（中長期的に調査・検討する項目）及び議長のもとで検討するものの3つに分類し、検討・協議を行ってきました。協議の結果、実施することが決定した主な議会改革の取り組み項目を紹介します。



## 議会改革の取り組み項目一覧

実施及び施行時期	項 目	結 論
令和2年12月	議場における音声認識システムの導入	議場に音声認識システムを導入し、12月定例会から運用することとした。
令和2年10月	議会ホームページでの視察報告書の公開義務化	議長へ提出した出張報告書及びその成果物をホームページに公開することとした。
令和2年6月	ICT活用による議会情報の発信	フェイスブック及び本庁舎等のモニターを活用し、情報を発信することとした。
令和2年6月	タブレット端末の導入	タブレット端末の運用を6月定例会より本格実施した。
令和元年12月	タブレット端末の導入（試験運用）	タブレット端末を導入し、12月定例会から試験運用を行った。
平成30年9月	予算・決算審査の検証・改善	決算及び予算の審査において、分科員間協議を行うこととした。
平成30年5月	委員会行政視察の見直し	調査事項及び視察先の決定方法を見直した。

## タブレット端末の導入イメージ



### タブレット端末の導入

議会資料のペーパーレス化の推進や効率的な議事運営を図っていくため、議会改革検討委員会において、タブレット端末の導入に向けて協議を

重ね、令和元年12月定例会から試験運用を開始し、令和2年6月定例会から本格実施しました。

### ICT活用による議会情報の発信

SNSなどの様々な方法と手段を用いて議会活動についての市民への情報発信を行うため、議会改革検討委員会において、ICT活用による議会情報の発信について協議を

重ね、令和2年6月定例会からフェイスブックや本庁舎等のモニターを活用した情報発信を開始しました。

市役所の本庁舎やサービスセンター等に設置されている広告等表示用モニターを利用して議会情報を発信しています。



◀こちらのQRコードを読み取ることで尼崎市議会公式フェイスブックページをご覧ください。

### 議会ホームページでの視察報告書の公開義務化

議会活動の内容についての情報公開を推進するため、議会改革検討委員会において、議会ホームページでの視察報告書の公開義務化について協議を重ね、政務活動費を使用した管外への調査又は研修参加後、議長へ提出した出張報告書及び成果物(レポート)(令和2年10月以降に提出したもの)を市議会ホームページ上で公開することとしました。

成果物(レポート)に記載すべき項目

- 調査・研修日時
- 調査・研修先
- 調査・研修参加者名
- 調査・研修の内容
- 所感



# 市議会の活動を知るには

市議会の活動を知るには次のような方法があります。

## 市議会の傍聴

本会議のほか、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会など、議会の各種会議は原則公開となっております。傍聴することができます。

### 【本会議の傍聴】

本会議の開催中はいつでも傍聴できます。本会議開催日に、市議会議事堂の受付で住所、氏名を記入してください。（定員 106人）

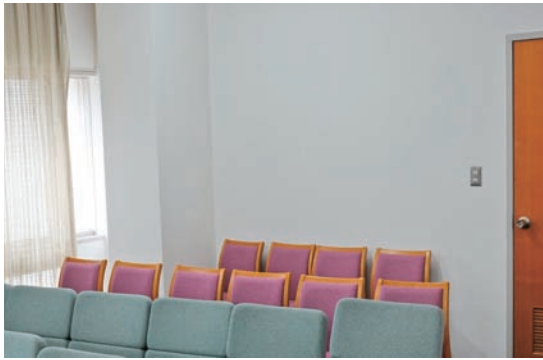


本会議場の傍聴席

### 【常任委員会の傍聴】

委員会開催日の開会時間の

委員会室の傍聴席



そのほかの会議の傍聴も常任委員会に準じた取り扱いとなっています。

## 市議会ホームページ

市議会では、議会を身近に感じていただくために、市議会のホームページを開設し、市民の皆さんに市議会の最新情報をお伝えします。

主な掲載項目は、市議会の仕組み、議員名簿、定例会・臨時会のお知らせ、議案等の採決結果、議決した意見書・決議、請願・陳情の手続き方法と審査結果などです。



そのほか、本市発展の過程で市議会が果たしてきた役割や活動などをまとめた「市議会100周年記念誌」、市議会の仕組みなどを子供たちに知ってもらうことを主な目的とし、中学校の社会の授業などで学習の参考資料として活

用できる「市議会ガイドブック」、市立高校の吹奏学部員の演奏による「議場コンサート」の映像を掲載しています。



市議会100周年記念誌



市議会ガイドブック

さらに、市議会がどんなところなのか、何をしているのかをより知っていたくための子供向けのページ「市議会ってなあに?」、議会棟を案内する「市議会施設案内」、他都市の市議会等が本市への行政視察項目を検討する際の参考となるよう、本市の特色のある取り組みや事業等を紹介する案内パンフレットも掲載しています。

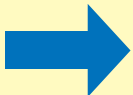
尼崎市行政視察のご案内パンフレット



## 会議録及び議会報

定例会・臨時会の本会議の審議経過と結果を掲載している会議録及び常任委員会・特別委員会・議会運営委員会などの審査経過と結果を掲載している議会報は、市議会ホームページ、議会図書室、市政情報センター、中央図書館、北図書館等で閲覧できます。

こちらのQRコードを読み取ることで尼崎市議会会議録検索システムをご覧いただけます。



# 議員の資産概要まとまる

議員政治倫理条例に基づき、議員から議長に提出された資産などに関する報告書の概要がまとまりましたのでお知らせします。また、提出された報告書は、議会図書室で閲覧することができます。

本市議会には、議員政治倫理条例に基づいた議員の資産公開制度があります。これは、議員自らが前年末日時点の土地や有価証券等の資産や所得、関連会社などから得た報酬に関する報告書などを4月30日

までに議長に提出するものです。この報告書を提出するかどうかについては、それぞれの議員の判断に委ねられています。今年36人の議員から報告書が提出されました。

なお、令和3年6月27日からの任期に係る議員の資産公開については、12月1日号において公表予定です。

## 閲覧の手続きは

この自主公開型の制度に基づき提出のあった報告書は、市民に公開しており、申請手続きにより議会図書室で閲覧することができます。詳しくは議会事務局総務課（☎648916103）まで、お問い合わせください。

### ○資産等報告書・資産等補充報告書

- 資産等報告書は、新たに資産等報告書を提出する議員で、令和2年12月31日現在に、議員が有する土地、建物等の資産等の報告
- 資産等補充報告書は、既に資産等報告書を提出した議員で、提出後議員が新たに有することとなった資産等であって、令和2年12月31日現在において有するものの報告

項目	資産等報告書	資産等補充報告書
預貯金等	(提出者なし)	2人
有価証券		1人
自動車等		1人
借入金		2人

備考：上記のほか、土地等についても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、記載していない。

### ○所得等報告書

令和2年中の議員の給与所得等の各種所得等の報告

項目	人数	最大～最小
事業所得	1人	-778,172円
不動産所得	3人	4,805,177円～137,150円
配当所得	1人	3円
給与所得	36人	15,432,860円～8,189,360円
雑所得	3人	819,104円～26,666円
上場株式等の配当所得	1人	69,580円

備考：上記のほか、利子所得等についても記載項目となっているが、提出者全員に記載がなかったため、記載していない。

### ○関連会社等報告書

令和3年4月1日現在に、議員が報酬を得て会社等の役員、顧問その他の職に就いている場合の報告

項目	人数
民間会社の役員等	7人
本市の外郭団体の役員等（議会選出）	6人
上記両方に該当する者	0人

### (提出議員)

蛭子 秀一、川崎 敏美、岸田 光広、楠村 信二、  
久保 高章、酒井 一、眞田 泰秀、佐野 剛志、  
杉山 公克、須田 和、武原 正二、辻 信行、  
都築 徳昭、東浦小夜子、土岐 良二、徳田 稔、  
中尾 健一、西藤 彰子、波多 正文、林 久博、  
開 康生、広瀬 若菜、福島さと、藤野 勝利、  
別府 建一、前迫 直美、眞崎 一子、松澤 千鶴、  
眞鍋 修司、丸岡 鉄也、光本 圭佑、宮城 亜輻、  
安田 雄策、安浪 順一、山崎 憲一、綿瀬 和人  
(36人)



## 議会の動き

(4月1日から5月31日まで)

- 【4月】
- 12日▽議会運営委員会
- 16日▽議会だより編集委員会
- 30日▽議会運営委員会
- 【5月】
- 10日▽議会運営委員会
- 11日▽議会運営委員会
- △本会議
- 13日▽健康福祉委員会
- ▽建設消防防炎委員会
- 14日▽経済環境企業委員会
- 17日▽総務委員会
- 19日▽議会運営委員会
- △会派代表者会
- 20日▽議会運営委員会
- ▽本会議
- ▽議会だより編集委員会

### 採決結果一覧表（第26回定例会）

区 分	結果	公明党	あまがさき志誠の会	維新の会	議員日本共産党団	緑かけはしの	市民グリーンクラブ	無所属	付託委員会	
		(12)	(8)	(7)	(5)	(4)	(4)	(1)		
報告	報告 第1号	専決処分（一般会計補正予算（第2号））	承認	○	○	○	○	○	○	総務 健康福祉 経済環境企業 総務
	〃 第2号	専決処分（市税条例の一部改正）	〃	○	○	○	○	○	○	〃
条例	議案 第54号	市立生涯学習プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正	原案可決	○	○	○	○	○	○	総務
	〃 第55号	市税条例等の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	〃
	〃 第56号	市道の構造の技術的基準等を定める条例の一部改正	〃	○	○	○	○	○	○	建設消防防災
予算	議案 第53号	一般会計補正予算（第3号）	原案可決	○	○	○	○	○	○	総務 健康福祉 経済環境企業 委員会付託省略
	〃 第59号	一般会計補正予算（第4号）	〃	○	○	○	○	○	○	〃
その他の案件	議案 第57号	権利の放棄（災害援護資金の貸付けを受けた者の連帯保証人に対して有する権利）	原案可決	○	○	○	○	○	○	健康福祉
	〃 第58号	事業契約の変更（市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業）	〃	○	○	○	○	○	○	建設消防防災

※会派名の下（ ）は会派ごとの所属議員数です。ただし、採決に加わらない議長（公明党）及び欠席議員（公明党1人）を含みます。

## 委員会活動報告

### 第26回定例会

#### 議会運営委員会

議事運営（議会日程、議案の付託先、陳情の取り扱い、採決の方法など）、資産等報告書等の概要の公表などについて協議。

#### 常任委員会

#### 総務委員会・協議会

専決処分報告2件、条例案2件、補正予算案1件を審査、協議事項1件を協議。

一般会計補正予算（第3号）では、コロナ対応に充てるための予備費の活用の方の向性などについて質疑がありました。

#### 健康福祉委員会

専決処分報告1件、補正予算案1件、その他の案件1件を審査。

一般会計補正予算（第3号）では、保健所の人員体制を強化するために派遣を受ける保健師等の人数、保健所職員の業務負担の状況、新型コロナウイルス感染症に係る入院調整の方法などについて質疑がありました。

#### 経済環境企業委員会・協議会

専決処分報告1件、補正予算案1件を審査、協議事項1件を協議。

一般会計補正予算（第3号）では、クリーンセンター第3工場の解体及び跡地整備に係る汚染土壌の問題、アスベスト調査とその工事に係る費用の計上などについて質疑がありました。

#### 建設消防防災委員会・協議会

条例案1件、その他の案件1件を審査、協議事項1件を協議。

市営武庫3住宅第2期（宮ノ北住宅）建替事業に係る事業契約の変更では、当初の予算にアスベスト除去費用が含まれていなかった理由などについて質疑がありました。

## 編集後記

この議会日より第134号は、6月26日任期満了の議員の中から、会派の代表による編集会議を経て、発行の運びとなりました。

毎回、少しずつでも、市民の皆さまに、関心を持っていただけるよう、わかりやすい文言やレイアウトを心がけております。

また、ご愛読して下さっている市民の皆さまからの貴重なご意見も参考にしながら、会議で議論しております。

これからも、皆さまの率直なお感想、ご意見、ご提案をお待ちしております。どうぞよろしくお願いたします。

(M・S)

### 今後の議会の日程

今後の議会の日程については  
議事課まで  
お問い合わせください

市議会の審議の様子は、市議会ホームページでご覧になれます。

